

第 4 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和元年12月9日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和元年12月9日(月曜日)

午前9時29分開議

午前10時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第5号 令和元年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第13号 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 財産の処分について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第36号 令和元年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第37号 令和元年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第38号 令和元年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目について

②企業局における次期経営基本計画書(案)について(概要)

出席委員（8人）

委員長 高野 洋 介

副委員長 中村 亮 彦

委員 松田 三 郎

委員 池田 和 貴

委員 磯田 毅

委員 濱田 大 造

委員 本田 雄 三

委員 南部 隼 平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義 人

総括審議員兼政策審議監 藤本 聡

環境局長 西尾 浩 明

県民生活局長 無田 英 昭

首席審議員

兼環境政策課長 横尾 徹 也

水俣病保健課長 梅川 日出樹

水俣病審査課長 坂野 定 則

政策監 山口 喜久雄

環境立県推進課長 財津 和 宏

環境保全課長 葉山 清 春

自然保護課長 山下 裕 史

循環社会推進課長 城内 智 昭

くらしの安全推進課長 村上 敏 幸

消費生活課長 吉田 桂 司

首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 真田 由紀子

人権同和政策課長 森上 大 右

商工観光労働部

部長 磯田 淳

総括審議員兼政策審議監

兼商工政策課長 藤 井 一 恵  
 商工労働局長 石 元 光 弘  
 新産業振興局長 三 輪 孝 之  
 観光経済交流局長 小金丸 健  
 商工振興金融課長 阪 本 清 貴  
 労働雇用創生課長 岡 村 郷 司  
 産業支援課長 大 下 慶  
 エネルギー政策課長 坂 本 公 一  
 企業立地課長 深 川 元 樹  
 観光物産課長 上 田 哲 也  
 首席審議員兼国際課長 波 村 多 門  
 国際スポーツ大会推進部  
 部 長 寺 野 慎 吾  
 政策審議監 千 田 真 寿  
 国際スポーツ  
 大会推進課長 坂 本 久 敏  
 政策監 奥 園 栄 純  
 企業局  
 局 長 岡 田 浩  
 総務経営課長 永 松 浩 史  
 工務課長 伊 藤 健 二  
 労働委員会事務局  
 局 長 本 田 充 郎  
 審査調整課長 中 島 洋 二

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時29分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた

後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明には、環境生活部、商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局、労働委員会事務局の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。環境生活部長の田中でございます。

説明に入ります前に、先日の管内視察につきまして御礼を申し上げます。

先生方には、大変お忙しい中、御視察を賜り、まことにありがとうございました。私もも同行させていただきましたが、視察で学びましたことを今後の施策の中にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしております議案は、冒頭提案の予算関係1件、条例等関係4件、追加提案の予算関係1件でございます。

まず、冒頭提案のうち、第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額1億9,870万円余の増額をお願いいたしております。

その内容は、平成30年度事業費確定に伴う国庫支出金返納金及び阿蘇くじゅう国立公園の施設整備に対する助成に要する経費でございます。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りをいたしております。

次に、条例等関係でございますが、第13号議案は、後ほど企業局から御説明がございます。

第14号議案及び第15号議案は、地方税法の

一部改正等に伴い、関係規定を整理するものでございます。

第23号議案は、上天草市にございます天草ビジターセンターの指定管理者の指定についてお諮りをいたすものでございます。

最後に、追加提案いたしております第33号議案の一般会計補正予算では、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定によります、総額512万円の増額をお願いいたしております。

以上が今回提出をいたしております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

お手元の令和元年度11月補正予算の「追号分」と記載してあります資料をお願いいたします。

資料の1ページ、環境生活部の令和元年度11月補正予算総括表をお願いいたします。

追号分の補正額は、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

今回の給与改定は、県内の民間給与水準との格差を解消する人事委員会勧告に基づき、初任給及び若年層の職員が在職する号給を引き上げ、あわせて職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるために、補正を行うものでございます。

補正額につきましては、資料の真ん中、追号分補正額(C)欄に記載しておりますとおり、環境生活部全体で512万円の増額をお願いするものでございます。

なお、この給与改定分の補正額につきましては、全課共通の事柄でございますので、各

課からの説明は割愛させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料変わりました、冒頭提案のほうの資料でございます。令和元年度11月補正予算・条例等議案関係の説明資料2ページをお願いいたします。

公害保健費で1億7,400万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載のとおり、国庫支出金返納金でございまして、過年度の水俣病総合対策事業に対する国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

差額が生じた主な理由は、水俣病被害者手帳などを所持している方の療養費等の執行額が国庫補助金の受入額を下回ったことによるものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

公害保健費につきまして、945万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、平成30年度の水俣病の認定業務に係る国の事務費交付金の精算に伴う返納金でございます。

認定審査会や検診などの水俣病の認定業務に必要な経費につきましては、毎年、その経費の2分の1を国が事務費交付金として支給することになっております。今回の返納金は、昨年度の水俣病の認定業務に係る支出額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。国が11月1日に交付額を確定しましたので、今回、補正予算において、国への返納金として計上させていただくものでご

ざいます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

公害規制費でございますが、20万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

国庫支出金返納金でございますが、これは、さきに受け入れをいたしました平成30年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、事業費の確定作業が完了しましたので、その差額を国に返納するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

令和元年度繰越明許費でございます。

水道施設整備事業につきまして、繰越明許費7,600万円の設定をお願いするものでございます。

この事業は、市町村が実施する水道施設の耐震化等に対して補助するものですが、一部の市町村におきまして、資材の入手難などにより工事完了が翌年度となることを見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

債務負担行為といたしまして、令和2年度に実施する海域水質環境調査業務につきまして、限度額1,800万円余の設定をお願いするものでございます。

この海域水質環境調査業務は、海域の調査地点50地点につきまして、原則として毎月1回、船を出して採水し、水質調査をする業務を民間委託するものでございます。

4月から年間を通じて行う調査でございますので、契約事務の手続の期間等を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでござ

います。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の7ページをお願いします。

補正予算ですが、右側説明欄の観光施設整備事業費は、阿蘇くじゅう国立公園施設の新設、改修等に対する阿蘇市への助成です。国庫内示増に伴い、1,400万円余の国庫支出金の増額補正をお願いするものです。

8ページをお願いします。

繰越明許費です。

商工費で5億700万円の繰り越しを計上しております。

右の欄の1行目の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、九州中央山地国定公園梅檀轟園地の歩道改修など4件、2行目の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園大観峰園地のトイレ排水など10件です。いずれも年度内に十分な工期が確保できないことによる繰り越しでございます。

9ページをお願いします。

債務負担行為の設定についてです。

上天草市にあります天草ビジターセンターの管理運営に関するもので、本年度末で指定管理の期間が終了することから、新たに令和2年度から令和4年度までの管理に必要な委託料1,460万円余の債務負担をお願いしております。

続いて、12ページをお願いします。

議案第23号、指定管理者の指定についてです。

ただいま債務負担行為で説明いたしました天草ビジターセンターの指定管理者について、その候補者として三勢・ひとづくりJAPANネットワーク・祐和會共同体を選定いたしましたので、地方自治法の規定により指

定の承認をお願いするものです。

13ページをお願いします。

選定に当たっては、本年10月から指定管理者の公募を行い、11月6日に指定管理候補者選考委員会が開催され、応募のあった2者の申請内容について審査されております。

この選考意見を踏まえて、県が示した管理運営方針にも合致しており、2期の管理実績を踏まえたさらなる改善が計画されていることや今後の計画が具体的であることを評価して、三勢・ひとつくりJAPANネットワーク・祐和會共同体を指定管理候補者として選定したものです。

自然保護課は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

第14号議案、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を16ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨及び内容ですが、地方税法の一部改正に伴い、第2条及び第3条で引用している項がずれたため、改めるものです。

施行期日は、公布の日を予定しております。

続きまして、17ページをお願いします。

第15号議案、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を18ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨は、個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人の主たる事務所の所在地変更に伴い、関係規定を整理する

ものでございます。

改正の内容は、本則の表、NPO法人くまもと未来ネットの主たる事務所の所在地を、熊本市中央区大江本町6番24号から熊本市東区江津1丁目7番17号に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日を予定しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案等は、冒頭提案の予算関係1件、条例等関係が1件、追加提案の予算関係が1件でございます。

まず、冒頭提案のうち、予算関係につきましては、施設整備事業等に係る繰越明許費及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為についてお諮りしております。

また、条例等関係では、財産の処分について御提案しております。

次に、追加提案では、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、一般会計で677万円余の増額補正をお願いしております。

このほか、その他報告事項として、創造的復興に向けた重点10項目について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課でございます。

追号分の説明資料2ページ、商工観光労働部の令和元年度11月補正予算総括表をごらんください。

先ほど、部長の総括説明、環境政策課長から説明がございましたとおり、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う増額補正でございます。

左から4項目め、追号分補正額(C)欄にありますとおり、商工観光労働部全体で677万円余の増額をお願いするものです。

なお、この給与改定分は、全課共通でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

冒頭提案分、11月補正予算・条例等議案の19ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定をお願いしております。これは、技術短期大学の保全計画に基づく工事で、今年度実施の自動火災報知設備の更新などの改修工事でございます。

計画当初は、年度前半で設計を、後半から工事を行う予定としておりました。しかし、実習棟内の工事現場の足場の組み立てなど、設計の条件設定の協議に時間を要した結果、工事が年度内に完了しないこととなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、説明資料の20ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を2本お願いしております。

1段目のしごと相談・支援センター関係業務の内容は、求職者等に対する就労支援のためのキャリアカウンセリング及び生活相談に関する業務委託でございます。

しごと相談・支援センターは、仕事に関する相談窓口として、熊本市水道町の朝日生命ビルの1階に設置しているもので、労働局と一体となったワンストップサービスを実施するため、ハローワークと同じ場所に設置しております。

今回は、同センターの業務委託により実施しているキャリアカウンセリング及び生活相談に係る債務負担行為の設定でございます。

年度内に一般競争入札による契約手続を完了しておく必要があり、その契約事務等に要する時間を考慮し、本議会において債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

2段目の障がい者特別委託訓練業務でございますが、これは、身体障害者及び精神障害者を対象としたIT関連の訓練業務を民間事業者に委託して実施するものです。

令和2年度から3年度の2カ年の訓練期間となり、また、入校手続を年度内に行うために年明けから準備を進めておく必要があることから、本議会において債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

それでは、ごらんいただいている説明資料の23ページをお開きください。

条例関係議案として、財産処分1件を御提案させていただいております。

まず、処分する財産でございますが、菊池市旭志川辺字三東沖1064番1ほか4筆、いわゆる菊池テクノパークB区画を分譲するものでございまして、面積が2万6,561.4平方メ

ートルとなります。

処分の相手方は、株式会社くまさんメディクス、処分の目的は、工業用地として、予定価格は、3億4,529万8,200円で売却予定となっております。

くまさんメディクスは、今回取得する用地に半導体製造装置の新たな製造ラインを新設する予定でございまして、投資額は16億5,000万円、200名の新規雇用を予定しております。

提案理由は、菊池テクノパーク用地の一部を工業用地として処分するため、この議案を提出するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

産業展示場災害復旧等事業として、7億9,480万円の繰り越しをお願いするものでございます。

グランメッセ熊本の利用者にてできるだけ影響が及ばないよう、施設の予約や利用状況に応じて工事を行ってございましたが、利用者からの騒音などへの影響にも配慮するため、工事計画の調整が必要となり、工事期間に不足を生じるおそれがあるため、繰越枠の設定をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、22ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

観光統計パラメータ調査でございますが、これは、全国共通の基準で行います観光入り込み客数等の統計に必要な基礎データの収集と調査に係る業務委託を令和2年4月から実施するため、年度内に契約事務を行う必要があることから、419万2,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光物産課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

寺野国際スポーツ大会推進部長。

○寺野国際スポーツ大会推進部長 おはようございます。

国際スポーツ大会推進部の議案の説明に先立ちまして、11月30日から開幕しております女子ハンドボール世界選手権大会の状況について御説明申し上げます。

県議会を初め、県民の皆様の御協力のおかげで、連日多くの観戦客の方が各会場を訪れ、日を追うごとに盛り上がりを見せております。心から御礼申し上げます。ありがとうございます。きのうまでで延べ観戦者数は21万人を超え、目標とする30万人まで、もうあと少しのところとなっております。

きのう8日からは、いよいよメインラウンドが開始されました。日本代表・おりひめJAPANも、多くの皆様の熱い声援のおかげでグループDを3位で通過し、メインラウンドへ進んでおります。きのうのモンテネグロとの試合では、最後まで追いつきましたが、30対26と惜しくも敗れました。白熱した試合に、会場は大いに沸き上がりました。

あす10日は、メイン会場のパークドームにおきまして、無敗のスペインと対戦いたします。きのうに引き続き、おりひめJAPANの活躍で、県内だけでなく、全国にこの盛り上がり広がることを期待しております。

当部としましては、決勝戦が行われます15日まで円滑な大会運営を行い、最高の形で締めくくることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

それでは、提出議案の概要について説明いたします。

今回提案しておりますのは、東京2020オリンピックの聖火リレー実施及び人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う増額補正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

まず、説明資料の24ページをお願いいたします。

2億2,200万円の増額補正をお願いしております。

次に、25ページをお願いいたします。

説明の欄にありますとおり、来年3月下旬に福島県から始まり、本県においては5月6日、7日に実施される東京2020オリンピック聖火リレーに係る経費でございます。

内訳としましては、東京の組織委員会により県や市町村の役割とされております警備や広報、PR、セレモニーなどに要する経費のうち、県の負担分でございます。

続きまして、追号分の説明資料の3ページをお願いいたします。

先ほど部長総括説明にもありましたとおり、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う増額補正として、114万円余の増額をお願いしております。

国際スポーツ大会推進課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

岡田企業局長。

○岡田企業局長 提出議案の説明に先立ちまして、企業局の最近の取り組みについて御報告申し上げます。

まず、阿蘇車帰風力発電所の民間譲渡につきましては、事業者と地権者である阿蘇市等との協議が調いまして、土地の賃貸借契約が締結されたことを受け、9月30日に3基全てを譲渡いたしております。今後は、譲渡を受けた事業者が令和7年度まで運転を行う予定です。

なお、事業終了後の撤去につきましては、地権者である阿蘇市の要望もあり、事業者の撤去に際して、万一今後見込まれる収益で撤去費用が賄えなかった場合、企業局が撤去費の一部を支援することにより、確実な撤去を担保いたします。

次に、発電所のリニューアル事業ですが、市房第一・市房第二発電所につきましては、今年度中に更新工事を完了し、運転を開始する予定としており、緑川第一・緑川第二発電所につきましては、来年5月から運転を停止し、現地工事に着手する予定としております。

今後、計画的にリニューアル工事を進め、完成後は、FIT、固定価格買取制度でございますが、の適用により、経営の安定化を図ることといたしております。

最後に、工業用水道事業のコンセッション方式の導入につきましては、さきの9月定例県議会におきまして、コンセッション導入に係る条例改正案について議決をいただき、10月8日に実施方針を公表いたしました。

実施方針の説明会におきましては、県内外29社から約70名の参加があり、工業用水道分野では全国初となる本事業に対しまして、多くの関心が寄せられております。今月中には募集要項等の公表を行い、事業者の選定に向けた手続を進めてまいります。

今回、提出議案につきましては、冒頭提案分では、先ほど環境生活部長から説明があり

ました条例関係1件と、予算関係として債務負担行為の設定3件、追加提案分では、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の増額補正予算3件でございます。

また、その他報告では、次期経営基本計画書(案)の概要を御説明することといたしております。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○永松総務経営課長 企業局の11月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の最終26ページをごらんいただきたいと思っております。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定について御説明させていただきます。

1段目は、情報処理関連業務の企業局情報ネットワーク用サーバー等のリースでございます。

来年4月1日から使用開始するために、今年度中に契約を行う必要があることから、今議会において、限度額450万円の債務負担設定をお願いするものでございます。

2段目は、企業局所有施設のうち、発電総合管理所の清掃業務委託及び市房、緑川の各発電所に係るエレベーター保守点検業務委託でございます。

1段目と同様、今年度中に契約を行う必要があることから、今議会において、限度額880万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

3段目は、船津ダム仮設電源用引き込み設備設置でございます。

現在、緑川第二発電所から電気の供給を受けている船津ダムは、発電所リニューアル工事期間中、九電から電気の供給を受ける必要

があります。工期の関係で、4月中に仮設電源設備を設置する必要があるため、今議会に397万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、本年10月の人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の増額補正について御説明させていただきます。

説明資料、追号分の4ページ、令和元年度11月補正予算総括表をお願いいたします。

電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業、それぞれの会計で職員給与費を計上しております。

最下段の合計の欄の下から2段目、追号分補正額の欄にありますように、収益的収支において143万円余、資本的収支において9万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、条例改正議案について御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

第13号議案、熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、右側11ページの中段、2、改正の内容で御説明いたします。

今回の改正につきましては、3点ございます。

(1)でございますが、現在リニューアル工事を行っている市房第一発電所及び第二発電所の発電機更新に伴い、最大出力を改正するものでございます。

アの市房第一発電所につきましては、1万5,100キロワットから1万5,600キロワットへ、イの市房第二発電所につきましては、2,300キロワットから2,400キロワットにそれぞれ改正いたします。

(2)の阿蘇車帰風力発電所につきましては、9月30日に民間事業者への譲渡が完了いたしましたので、条例から削るものでございます。

(3)は、地方自治法の一部改正により、条

例第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除において、参照条文の条ずれが生ずるため、関係規定を整備するものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、(1)につきましては、それぞれ更新後の発電機による運転開始予定日を施行日としております。

(2)につきましては、既に譲渡済みのため、公布の日からとしております。

(3)につきましては、改正地方自治法の施行日と合わせ、令和2年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いいたします。

本田労働委員会事務局長。

○本田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

追号の説明資料5ページをお願いいたします。

今年度の人事委員会勧告に基づきまして、職員給与費を21万円増額でお願いをしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いいたします。また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

国スポは非常に忙しいだろうと思って、今回質問は避けようと思っておりましたが、レ

ガシー含めでは、また2月の委員会だと思っております。

坂本課長に、これは言うまいかなと思っておりましたけれども、ちょっと説明資料の25ページ、中身については先ほど完全に御説明ありましたし、事前に私もちょっといろいろ説明をいただいたこともあります。中身については警備とか広報等々ということでございます。

2点ありまして、1点目は、県の場合が、ここに所要額を計上してありますが、ここは、何というか、聖火リレーで通る市町村の負担もたしかあったんですね。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 はい、そうです。

○松田三郎委員 それの県以外の市町村の負担額のトータルというのはどれぐらいでしたか。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

県以外の市町村の負担の合計額は、1億5,300万円余りとなっております。したがって、県と合わせますと、全体で3億7,500万円余りという予算となっております。

○松田三郎委員 わかりました。

熊本県並びに県内の市町村の負担が合計で3億7,000万、決して低い額ではないなど。いろいろ聞きましたら、組織委員会なり東京のほうからいろいろ情報があつて、どうしてもそこが言うようにしなければならなくて、ちょっと表現はあれですけれども、ということは、組織委員会から、例えば、もうこれぐらいの額は負担してくださいよというようなオーダーの仕方なのか、もしくはさっき課長おっしゃった、警備とか広報とか、こう

というのはやっぱりしっかり県あるいは県内の市町村でやってくださいということになって、積み上げるとどうしてもこれぐらいの額になってしまうのかと。大体ざっくり言うところなんです。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

国の組織委員会のほうから具体的にこのぐらゐの額をという提示があるわけではございませんが、組織委員会と都道府県または市町村との役割分担が定められておまして、都道府県や市町村の役割分担が現地の警備ですとか関連の広報、PRということになっておまして、それを積み上げますと、先ほど申し上げました予算額になるということでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

まあ、あんまり深くは聞きませんが、最後に、さっきおっしゃった県と市町村がそれぞれ負担もあって、役割分担もあると。県が主にその警備とか広報等々とおっしゃいましたけれども、間違ったらまた説明と、市町村は、逆にそれだけの負担をしていただいて、役割分担の役割の中身は何ですか。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

基本的には、県と市町村の役割のうち、費用につきましては、県と市町村で、警備やそれに必要な設備も含めまして、2分の1ずつ負担するというところで市町村とは合意しておりますが、この警備ですとかPRですとか、全体に共通する部分の運営、管理またはその広報、PR関連という共通部分につきましては、県のほうで負担するというところで市町村と合意しているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

もう1回、共通の経費は……

○坂本国際スポーツ大会推進課長 広報、PR並びに全体の運営、管理……

○松田三郎委員 県が負担。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 はい。

○松田三郎委員 で、ほかは2分の1ということですね。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 はい、原則2分の1ということで整理させていただいております。

○松田三郎委員 まあ、おめでたいことでございますので、これぐらいにしておきます。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 ありがとうございます。

○松田三郎委員 以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

○本田雄三委員 企業局のほうにお尋ねをさせていただきますと思います。

資料でいくと11ページになるかと思っておりますけれども、この内容というよりか、温室効果ガスの削減でさまざまな取り組みをしていかれると思っておりますけれども、水力とか風力等の再エネがありますけれども、この阿蘇の風力については、県の所有から離れるということになっていきますけれども、こういうものを含めて温室効果の、言うならば仕組みの中に組み入れていくということで認識は間違いないでしょうか。お尋ねでございます。

○永松総務経営課長 おっしゃるとおり、風力発電というのは、再エネルギーの一つの事業でございますので、委員がおっしゃるとおり、再生可能エネルギーの一つとして理解しているところでございます。

○本田雄三委員 であれば、今後もやっぱりふやしていかれる、言うならば、民間の方たちが再エネの申し出をされると思いますがけれども、ふやしていくという格好で今のところお考えなんですよ。

○岡田企業局長 県のエネルギー施策については、所管部としては、商工観光労働部のエネルギー政策課だと思うんですけども、実施部隊である私ども企業局といたしましては、風力発電所につきましては、譲渡の際に御説明申し上げましたように、既に民間企業がかなり、あるいは市町村が取り組んでいるとか、そういった事情はございますので、我々企業局としましては、先駆けとしての役割を果たしたかなということで考えています。

先ほど本田先生がおっしゃいました再生可能エネルギーに対する取り組みにつきましては、私ども一番得意としていますのは水力発電になりますが、その水力発電の新たな発電の可能性ですとか、あるいは今言われています地熱ですとか、再生可能エネルギーの拡充につきまして、今後検討させていただくようなことは考えております。

○本田雄三委員 先般の一般質問の中で、知事のほうからある程度の目標は掲げられたと思いますので、そこへの積み上げ式に、こういう角度でこうやっていくという部分の、言うならばわかりやすい資料が県民の皆様にも必要ではないかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策

課でございます。

再生可能エネルギーの導入につきましては、県の総合エネルギー計画の中で、新エネルギー、再生可能エネルギーの導入目標というのを定めております。現在の計画が来年度までということでございますので、今新計画の策定のほうを検討いたしております。

その中で、太陽光、風力、地熱、水力等々、再生可能エネルギーの導入について、それぞれまた目標を掲げて取り組んでいくことにしておりますので、そちらについては、また具体的な数値目標等も今検討中でございます。またある程度整理ができましたら、議会のほうにも御説明等をさせていただきたいと思っております。

○岡田企業局長 後ほど御説明させていただきます次期経営基本計画(案)の中で、企業局の姿勢につきましては御説明させていただきますので、後ほど御報告させていただきます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

先ほど来話が出ています温室効果ガス削減につきましては、環境立県推進課のほうで担当しております。

先般、一般質問で知事が答弁しました2050年のCO<sub>2</sub>排出ゼロにつきましては、こちらの担当分で、環境基本計画というのを来年度策定するようにしてございまして、その中でしっかりとその目標に向かって検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料22ページ、観光物産課上田課長にお尋ねしますけれども、この質問の前提として、全国共通した云々というあの

事業のことでございますが、これは、国の事業を熊本県の方は委託して調査するということなのか、1点ですね。

これは、毎年行っているのか。対面調査では大体幾つぐらいなのかというのをちょっとお尋ねします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

まず最初にお尋ねの、これは、実施主体がどこかということだと思いますが、実施主体は国でございます。国なんですけれども、費用負担は都道府県の負担となっております。

それから、次のお尋ねの年間どれぐらいという頻度でございますが、年間大体4回行っておりまして、定点の調査になっております。大体1回の調査で12地点ございまして、12地点で30サンプルをヒアリングで情報をいろいろ聞き取っております。それが年に4回ですので、1万2,000サンプル全部で集まるということでございます。

実施しております対面調査の内容ですけれども、熊本県への訪問回数ですとか、あるいは同行人数、それから来訪目的、それから宿泊地ですとか、要する予算とか、そういったものを聞き取っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

国の事業だけど、県費でやらなければならないと。これはあれですか、いやいや、うちは別途やりますからいいですとかは言えない事業と。

○上田観光物産課長 その点につきまして、国が10数年前から、宿泊旅行統計調査というものをとり始めました。とり始めた要因が、それまでは各都道府県が独自の方式で、独自のタイミングでやっておったがために、全国の他県比較ですとか、あるいは国が全体

の宿泊動向を把握するといったことが困難でありました。そのため、10数年前から国が導入をいたしまして、で、国が導入する理由が、先ほど申し上げた各都道府県間の比較とか、国全体の趨勢がわからないとか、インバウンドの割合とか、そういったものを国がトータルで情報提供をするので、費用負担については、それぞれの都道府県でということになったというふうに聞いております。

○松田三郎委員 わかりました。

何で聞いたかといいますと、多分県全体じゃなかったと思いますが、球磨地域で数年前にいわゆるビッグデータを収集して、もうちょっと国の、まあある意味では全国的にすると全国の比較は出るでしょうけれども、全国の比較が参考になる部分と、余り全国の比較をしたからといって参考にならない部分と、やっぱり熊本県独自のもうちょっと精緻なデータも必要じゃないだろうかというので行った経緯が多分あったと思います。

こういうのはお金がかかることかもしれませんが、こういうののほうがかえって熊本県内の地域間の移動とかというのは、なかなかこのサンプルじゃわかりにくいところもあるかと思っておりますので、そうすると、より精緻とはいえ、二重にダブるところもあるわけでしょうから、県としては、例えば、そういう方法をふやしたいとか、あるいはこれはこれでやってまた別途って、お金かかるかもしれませんが、なかなかデータというのは、何か総論的なデータだけではなかなか余り生かしていくというところも観光の分野にはあるかと思っておりますが、今後の県の方針といいますか、どうなのかなと。大体決まっていれば教えていただきたい。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

松田委員がおっしゃるとおり、地域ごとの

細かいデータというものが、実は、この全国標準の調査では見れません。そのため、ことしから、国がこのようにして、これが全国共通基準の一つの調査で、あと複数、国のほうが調査を独自にしているものが、情報としてお持ちでございます。それを、生データを県のほうにも提供していただきまして、それを人吉・球磨地域とか、あるいは玉名地域とか、そういう振興局単位のブロックで、四半期に1回、個別に集計をすることにしております。

現在、作業中でありまして、近々、今年度中には公表できるように、今作業を進めているところです。

○松田三郎委員 わかりました。

じゃあ、昨年度から、国もその生データを提供してくれるようになったということですか。

○上田観光物産課長 正確には、ことしの1月以降のデータを生でいただいております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第13号から第15号まで、第19号、第23号、第33号及び第36号から第38号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課です。

A3カラー報告資料、創造的復興に向けた重点10項目についてごらんください。

県では、熊本地震からの復旧、復興を確実に進めていくため、復旧・復興プランの10項目について、重点的に進捗の把握を行い、復旧、復興全体の加速化を図っております。

それでは、10項目のうち、経済環境常任委員会に係る4項目について、私のほうからまとめて11月末時点の進捗状況を御報告させていただきます。

まず、この一覧表の見方についてですが、2ページ目の一番下に記載しておりますとおり、赤文字が5月末時点からの変更点、青色の着色が既に達成、完了したものの、黄色の着色が復旧、復興の進捗の目標、メルクマールとなるものです。

1ページ目の②災害廃棄物の処理ですが、こちらは既に完了しております。

次に、資料2ページ目の上段、⑥被災企業の事業再建については、グループ補助金による施設、設備の復旧支援を行っているところです。

現在の進捗率については、そこにあります黄色のところですが、交付決定99.7%、復旧完了が96.9%となっております。

次に、⑨八代港のクルーズ拠点整備についてですが、2番目の帯のところに記載しておりますとおり、愛称がくまモンポート八代と決定いたしました。

また、3番目の帯になりますが、ロイヤル・カリビアン社が整備している旅客ターミナルが10月に棟上げがされるなど、工事が進みつつあります。

次に、5番目の帯になりますが、クルーズ旅行商品造成などの取り組みです。

現在、地元旅行社とともに新たな地元消費型旅行商品を造成しており、積極的に来年3月完成予定のくまモンポートのPRも行いながら、クルーズ船の寄港数の増加に向けてセールスを行っております。

最後に、⑩国際スポーツ大会の成功についてです。

さきのラグビーワールドカップについては、日本の活躍もあり、大盛況でありましたが、本県で行われた2試合も大いに盛り上がり、大成功で終わることができました。皆様にお礼を申し上げます。

次に、女子ハンドボール世界選手権大会については、冒頭国際スポーツ大会推進部長から総括説明がありましたように、最終日まで残り1週間、最高の形で締めくくることができそうですよう、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○永松総務経営課長 企業局からは、次期経営基本計画書(案)の概要を御説明いたします。

報告事項の企業局分の1枚もの、A3の資料で御説明いたします。

計画書は7章立てを予定しており、第1章

では、策定の背景のほか、現行の第4期計画の総括などを行っております。

それを踏まえ、右側上段に記載しております次期計画の柱である3つの戦略目標を設定することとしております。

戦略目標1の全事業の黒字化については、第2章から第4章にそれぞれ事業別に記載することとしております。戦略目標2の新規事業を第5章に、戦略目標3の地域貢献を第6章に記載することとしております。

先ほど本田委員からの御質問がございました再生可能エネルギーにつきましては、第5章の新規事業の欄に記載してありますように、企業局の基幹事業であります電気事業の中で、水力発電の可能性について、流量調査等を開始することとしております。

続きまして、最下段ですが、第7章、外部評価の導入による実績評価や中間年での計画見直し等について記載することとしております。

今後のスケジュールにつきましては、外部有識者委員会からの意見をいただいた後、来年2月議会で最終案を報告、その後、公表を予定しております。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○池田和貴委員 それでは、企業局の次期経営基本計画書(案)についてちょっとお聞かせください。

この中で、戦略目標の2に、県政の課題解決に向け新規事業に挑戦ということがございます。多分これは、先ほどからも議論ありましたけれども、いろんな意味があると思うんですが、その中で水力発電所ですね。ダムを活用した発電所というのは、皆さん方ずっと

やってこられたんですが、マイクロ水力って一時期やることになったんですけども、あの辺は、この戦略としては何か考えているのか、それとも県内とか検討されたのか、ちょっとその辺教えてもらっていいですか。

○永松総務経営課長 委員おっしゃるとおり、水力発電所の中でマイクロ水力発電所などの検討もしております、これまで。ただ、企業局の基本であります独立採算という形で、マイクロ水力だとどうしても出力がちょっと小さくて、採算性がなかなか厳しいということが事実ございます。そのあたりを考えまして、今後の流量調査等におきまして、マイクロだけではなかなか採算的には厳しいものですから、もう少し大きいものを含めたところで考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○池田和貴委員 わかりました。検討されているんだしたら、それなりの結論が出たんだというふうに思います。

ただ、何か一般論として、私がちょっと聞く話によると、マイクロ水力については、場所とか、先ほど言った流量とかあると、かなり利益率は高くなるんじゃないかというような話も聞いたりすることもあるんですよね。まあ、検討されて、その結果だというふうに思いますが、しっかりと新しい計画案に基づいて、企業局として目標が達成できるように頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 同じく、企業局さんにお尋ねですけども、工業用水に関してですが、令和5年以降で、3工業用水全体で黒字化を

目指すということなんですが、ずっと赤字で来てまして、私の認識としては、竜門ダムとか、構造的にちょっと黒字にどうやってやるのかという議論をずっとしてきたと思うんですが、もうちょっと具体的にどうやって黒字化するのか、教えてください。

○永松総務経営課長 確かに、委員おっしゃるとおり、有明工水に関しましては、竜門ダムの減価償却等で非常に赤字を出しております。ここについては、なかなか収益、収支の部分でも赤字は続くんですが、今後は八代のほうに大きなバイオマス発電所が、誘致というか、進出がほぼ決まっております。バイオマス発電所は、非常に水のほうを使っていたくものですから、八代と、今は苓北工水の黒字で有明工水の赤字を埋めて、3工水合計でぎりぎり黒字になるということを目指しているところでございます。

○濱田大造委員 了解しました。頑張ってください。

○池田和貴委員 ちょっと関連して、済みません、今のバイオマス発電所、確かにかなり水使うんですよね。今度、八代工水がそっちに活用できるということであれば非常にいいことなんですけれども、荒尾のほうにもバイオマス発電所はあると思うんですよ。どこかな、松本木材がしているところかな。ここは使ってないんですかね。

○永松総務経営課長 そちらのほうにも供給しております。

○池田和貴委員 わかりました。それでも、やっぱりなかなか、まだまだ余っているということではよかったですかね。

○永松総務経営課長 はい。有明で40%程

度、八代で39、まあ40%程度ということで、まだまだ未利用水が多うございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 同じ企業局の、説明いただきましたが、私は、初当選以来、これは初歩的な質問も含めてちょっとお尋ねしますが、どうもこの有料駐車場事業というのが、一応ここの右側の第4期総括のところ、理由でありますとか、環境変化、これはたしか企業局の会計というのは難しいところがあって、例えば、駐車場事業で黒字を出したのを、ほかのちょっと厳しいという電気とか、ほかのところに財政的に協力するという、この事業間のやりとりというのが非常に制約があって窮屈だと。一般会計に繰り出したり云々というのは、貢献している部分はある話は聞いたことはありますが、一部は地域貢献とか、黒字を出してそっちのほうにというのは一つの新しい方向だと思いますが、この時点で、今後10年でしょうか、新計画、有料駐車場事業を県がやり続けなければならないという大きな理由、まあ、ここに書いてありますよと言われればそのとおりのかもしれませんが、というのは何ですかね。

例えば、済みません、わかりやすく、当時は、やっぱりまだまだ民間の駐車場も中心地には圧倒的に少なかった時期だったと思います。今やそこそこ出てきて、指定管理にも、終了するというので契約もなされた、それでも、これから企業局で駐車場経営をしなければならないという、わかりやすい大きな理由というのを教えていただければと思います。

○永松総務経営課長 委員おっしゃるとおり、確かに今民間の駐車場も多うございますが、我々の県営駐車場のほうも、毎年、特に指定管理者以降は駐車台数が伸びておりま

す。また、サクラマチの開発にありますように、中心市街地は非常に再開発等も今盛んで、やはり中心市街地のほうに車で来られる方も非常に多うございます。そのような意味から、駐車場事業は非常にまだ多いということで、県がしなければならないということはないのかもしれませんが、引き続き、交通対策の面等からも、県で、県営駐車場でやり続ける意義はあるかと思えます。

○松田三郎委員 今おっしゃったように、県がやり続けなければならないことじゃないかもしれないって、そういうところにちょっとやっぱり悩みもあるのかなと。なかなかこの、成績は優秀なところだとは思いますが、そういったところもちょっと——どういった私に妙案があるわけじゃありませんが、ずっと続けるような状況があるのかなと思いたので、局長、よければ。

○岡田企業局長 県営駐車場につきましては、現在、駐車場の建物が改修等も済んでおりますので、今後15年から20年くらいはこのままの状態を使います。

先ほど説明をいたしました、毎年黒字を計上いたしておりまして、恐らくこの駐車場を建てかえる必要が生じた場合、次に本当に駐車場を続けていくのか、県営駐車場を続けていくのかという議論はあるかと思っております。

今の現状で民間に譲渡するという事は、建物もそれなりに年数たっていますので、あの場所の地価とそれから建物の価値等含めて、民間で引き取っていただくのはなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、当面は、今の県営駐車場で経営を続けていくことになるかなというふうに考えております。

その後につきましては、これから、そのまま駐車場としてやっていくのか、あるいは新

たな機能を付加するか、あるいは別のもの  
を考えるか、売却するのか、その辺を経営基本  
計画の中で検討してまいりたいと思ってお  
ります。

○松田三郎委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。  
——なければ、これで報告に対する質疑を終  
了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がござ  
います。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取  
組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間  
の常任委員会としての取り組みの成果を、2  
月定例会終了後に県議会のホームページで公  
表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員か  
ら提起された要望、提案等の中から、執行部  
において取り組みの進んだ項目について、私  
と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまと  
めた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様  
へお示しし、審議していきたいと思いた  
すが、よろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように計  
らわせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かあり  
ませんか。——なければ、以上で本日の議題  
は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が1件提出されてお  
ります。参考としてお手元に写しを配付して  
おります。

それでは、これを持ちまして第4回経済環  
境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

経済環境常任委員会委員長